

青森県報

第千百二号

令和八年
八月十日
(月曜日)

目次

公 告

○建設業者の許可の取消し

(東青森県土整備事務所) ……一

○右

(同) ……一

○右

(同) ……二

○右

(同) ……二

○右

(同) ……二

○右

(中南県土整備事務所) ……三

○右

(同) ……三

○右

(三八県土整備事務所) ……三

○右

(同) ……三

教育委員会

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

(学校施設課) ……四

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年八月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 森山ディーゼル株式会社
- 二 代表者の氏名 森山博
- 三 主たる営業所の所在地 青森市新田三丁目一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一七)第一〇〇九七九号
- 五 取消年月日 令和八年六月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
及び・土工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和八年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年八月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社アクア設備
- 二 代表者の氏名 小野純一郎
- 三 主たる営業所の所在地 青森市矢作一丁目五の三二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第一四七八八号
- 五 取消年月日 令和八年六月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和七年八月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由に

より解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年八月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社小鹿組
- 二 代表者の氏名 小鹿成
- 三 主たる営業所の所在地 青森市南佃二丁目二の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―五）第一六七六三号
- 五 取消年月日 令和八年七月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和六年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年八月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 原子建築工務店

- 二 氏名 原子特治
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字山下一二五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第六二九三号
- 五 取消年月日 令和八年七月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和八年六月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年八月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 サイト・テックNAO株式会社
- 二 代表者の氏名 齊藤直史
- 三 主たる営業所の所在地 青森市橋本三丁目一二の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一〇〇八二八号
- 五 取消年月日 令和八年七月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和八年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年八月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社第一空調
- 二 代表者の氏名 工藤重義
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字石川字外坪八一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第二〇〇一二五号
- 五 取消年月日 令和八年七月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和八年六月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年八月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 環境保全株式会社
- 二 代表者の氏名 竹内司

- 三 主たる営業所の所在地 平川市松崎西田四一の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第二〇〇九六〇号
- 五 取消年月日 令和八年七月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和八年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年八月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 管設備工業株式会社
- 二 代表者の氏名 小林壽樹
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市下長二丁目一一の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一六）第三〇〇四四五号
- 五 取消年月日 令和八年七月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和八年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

る。

令和八年八月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 商号又は名称 株式会社EKアセット
 - 二 代表者の氏名 秋本直哉
 - 三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館二丁目三四の二一
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第三〇〇九一七号
 - 五 取消年月日 令和八年七月十六日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 管工事業に係る一般建設業の許可
- 取消しの原因となった事実
- 令和八年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年八月十日

青森県教育委員会教育長 風 張 知 子

- 一 物品等の名称及び数量
青森丸重油供給単価契約 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県教育庁学校施設課
青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和八年七月十三日

五 落札者の名称及び住所

カメイ株式会社八戸支店

八戸市豊洲二の三八

六 落札金額

一キロリットル 十六万五十円

七 落札者を決定した手続

購入物品を確実に納入できると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和八年六月三日

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭